

銀行の守秘義務と情報開示を巡る 最近の動向

木 下 正 俊

- I. はじめに
- II. 銀行守秘義務と情報開示を巡る最近の動き
- III. 最近の主な裁判例の概要
- IV. 判例法理の整理と若干の考察
- V. おわりに

I. はじめに

銀行⁽¹⁾の守秘義務と情報開示のあり方は、古くて新しい問題である。かつては銀行間の信用照会に伴う問題や銀行に対する税務調査等に基づく預金者情報等の開示請求の問題を中心に論じられてきたが⁽²⁾、最近では、後述の裁判例にみられるように、上記のような問題に関する論議は少なくなってきた一方、①開示請求の動機について、従来からみられる相続問題等に関連するもののほかに、貸金業者に対する過払金返還請求や銀行に対する貸し手責任追及等に関連するものが少なからずみられること、②開示請求情報について、従来からみられる預金取引履歴や預金者情報のほかに、貸出稟議書や自己査定資料等のいわゆる銀行の情報生産活動の成果物が対象とされてきていること、③開示請求方法として、弁護士会照会や裁判所調査嘱託のほか

(1) 本稿では、裁判例等からの引用は別として、預金取扱金融機関のことを便宜上銀行と総称している。

(2) 後藤紀一 [1988]、吉原省三 [1988]、武田昌輔 [1988]、三上徹 [1997] を参照。

2- 銀行の守秘義務と情報開示を巡る最近の動向（木下）

に文書提出命令申立てが多く行われるようになってきていること、等の特徴が窺える。

本稿は、このような最近の特徴的な動きを踏まえ、銀行の守秘義務と情報開示に関する主な論議を整理することを目的としている⁽³⁾。以下では、銀行守秘義務の意義および開示請求の根拠とその主な論点を確認したうえで、最近の主な裁判例の概要を確認する中で、裁判例により形成されてきた法理を整理するとともに若干の考察を加えることとする。

II. 銀行守秘義務と情報開示を巡る最近の動き

1. 銀行守秘義務の意義

銀行の守秘義務については、一般に、「銀行その他の金融機関は顧客との間になした取引およびこれに関連して知り得た情報を正当な理由なくして他にもらしてはならない」⁽⁴⁾義務であるとされている。また、それは法的義務とされ、その根拠については、商慣習説、信義則説、契約説のほか、プライバシー権・名誉棄損・信用棄損をもとに説明する説、職業秘密に関する証言拒否権を根拠とする説などが主張されている⁽⁵⁾。

いずれにしても、銀行は、顧客との間で行う各種の取引を通じて、顧客から提供された顧客自身の財産状況等に関する情報のほか、顧客以外の第三者から提供された顧客に関する情報、さらには銀行が生産した顧客の信用状況に関する情報など、多種多様かつ大量の情報を蓄積し利用している。そして、これらの情報が正当な理由なく他に開示されるようなことがあれば、当該顧客の信頼が棄損されるばかりでなく、将来期待される顧客との取引機会が失

(3) 本稿は、筆者が広島大学法科大学院で担当している科目「金融取引法」で取り上げたテーマを再構成したものである。

(4) 西原 [1968] 76 頁。

(5) 西原 [1968] 76 頁、岩原 [1983] 163 頁。

われることにより銀行経営そのものに深刻な影響が及ぶことにもなりかねないと考えられる。こうしたことから、銀行の守秘義務の意義と守秘義務が解除され情報開示が求められる正当な理由について検討することは極めて重要なテーマとなる。

2. 銀行情報開示を巡る最近の動きの特徴と主な論点

銀行に対する情報開示請求ないし文書提出命令申立てが行われた事案について、最近相次いで重要な判決ないし決定がなされている。その概要については次のⅢ. で整理することとして、以下ではその特徴および争われた主な論点を予め確認しておこう。

(1) 最近の動きの特徴

開示請求等の対象とされた銀行が保有する情報・文書についてみると、従来から対象とされてきた①預金取引履歴や預金者情報に加え、最近では、②社内通達文書、③貸出稟議書、④自己査定資料、⑤大蔵検査・日銀考査所見文書などが対象とされている。また、開示請求等の動機についてみると、相続、貸金業者に対する過払金返還請求(①関連)、銀行の不適正融資(②③関連)、メインバンク先との取引損害(④関連)、銀行倒産による出資損害(⑤関連)といった事情が背景となっている。

上記の対象情報・文書および開示請求動機のうち、相続に関する預金取引履歴開示請求(後出判例④)は、従来から争われてきた典型事例ではあるが、長年に亘り見解の分かれていた論点(下記(2) i))について最高裁としての判断が示された点において重要な意義を有する。また、過払金返還請求に関する預金者情報開示請求(判例⑤)は、2006年貸金業法改正にもつながる最近の社会問題を背景としているほか、高裁段階ではあるが、開示請求の方法としての弁護士会照会および裁判所調査嘱託の意義と効果について一つの判断が示された点において意義を有する。このほか、社内通達文書(判例

4- 銀行の守秘義務と情報開示を巡る最近の動向（木下）

④）、貸出稟議書（判例③④）、自己査定資料（判例⑤）、大蔵検査・日銀考査所見文書（判例⑥）の提出命令申立ては、その背景にいわゆるバブル時代の経済情勢と銀行行動の問題が窺われる点において、ほぼ共通の特徴を有するものと言うことができよう。

（2）主な論点

i) 預金取引履歴等開示請求権の根拠と請求方法

まず上記の預金取引に関する情報開示請求事案においては、①開示請求権そのものの存否、②開示請求権ありとする場合、その法的根拠、③開示請求権ありとする場合、共同相続人の一人による単独行使の可否とその根拠、④銀行守秘義務を理由とする開示請求拒否の可否、の諸点が主な論点とされている。

開示請求権については、その存否自体が論点となり、消費寄託に関する民法条文や預金約款等に根拠がないとして、これを否定する判例⁽⁶⁾がある一方で、これを肯定する判例⁽⁷⁾や学説も少なくなく、また肯定説の法的根拠については、①（準）委任説（預金契約には委任ないし準委任契約の側面もあるとする）、②付随義務説（預金契約に付随する権利・義務とする）、③信義則説、などが主張されている。

また、共同相続人の一人による開示請求権の単独行使の可否については、従来の判例（最三小決平 17.5.30 およびこれを引用する東京地判平 18.11.17 <後出判例④の第一審>）は、これを否定するものと理解されてきたが、他方でこれを肯定する見解も主張されてきた。

開示請求を拒否する理由として銀行守秘義務が主張され、その一環として銀行の職業秘密が主張されるが、その当否が論点となる（下記iii）。

(6) 例えば東京地判平 14.8.30（金法 1678）。

(7) 例えば大阪高判平 15.9.18（金法 1693）。

ii) 弁護士会照会、裁判所調査嘱託の意義と応諾義務の存否

つぎに上記の預金取引情報等の開示請求の方法として弁護士会照会および裁判所調査嘱託が行われることがあるが、その意義と照会等を受けた銀行の応諾義務の存否、義務ありとすればその根拠が論点となる(後出判例◎)。

弁護士会照会については、弁護士法23条の2第1項において「弁護士は、受任事件について、所属弁護士会に対し、公私の団体等に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。」とされ、同条2項に「弁護士会は、弁護士の申出に基づき、公私の団体等に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」と定められている。また、裁判所調査嘱託については、民訴法151条1項において「裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、次に掲げる処分をすることができる。」とされ、同項6号に「調査を嘱託すること」が定められている。これらの法規定の効果と銀行守秘義務との関係が論点となる。

iii) 文書提出の拒絶理由とされる「自己利用文書」および「職業秘密文書」の該当性

裁判において相手方または第三者が所持する文書を証拠方法として用いる手段の一つに文書提出命令の申立てがあり(民訴法219条)、多くの事案で同申立てがなされている(後出判例⑩~⑫)。

上記申立てがなされた場合に、民訴法220条は、「次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。」としたうえで、同条4号において「前3号に掲げる場合のほか、文書が次に掲げるもののいずれにも該当しないとき。」とし、同号ニで「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」を規定している。また、民訴法197条1項は、「次に掲げる場合には、証人は、証言を拒むことができる。」とし、同項3号で「技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合」を定めており、これを受けて、220条4号ハにおいて、「197条1項2号に規定する事実または同項3

6- 銀行の守秘義務と情報開示を巡る最近の動向（木下）

号に規定する事項で、黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書」を規定している。したがって、220条4号ニに定める文書（以下「自己利用文書」という）および同号ハに定める文書（以下「職業秘密文書」という）については、提出を拒むことができる。

これらの規定を踏まえ、文書提出を拒絶できる「自己利用文書」および「職業秘密文書」に該当する要件が論点となる（「自己利用文書」該当性につき後出判例④⑥⑦⑧⑨、「職業秘密文書」該当性につき判例⑩⑪⑫）。

iv) 個人情報保護法との関係

なお、上記に比べればやや副次的な論点かもしれないが、銀行が文書提出を拒絶する理由として個人情報保護法（平成15年5月30日施行）の規定が主張されることがある（後出判例⑬）。すなわち、同法は、「個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。」（23条1項）とし、原則として個人情報の第三者提供を禁止している。銀行は通常、同法の個人情報取扱事業者に該当することから、銀行が個人情報の開示請求や個人情報が記載された文書の提出命令申立てに応じることが同法違反になるかどうか論点となる。

Ⅲ. 最近の主な裁判例の概要

銀行守秘義務と情報開示請求・文書提出命令申立てに関する最近の主な裁判例について、対象とされた情報・文書別に分類してその概要を見ておこう。

1. 預金取引履歴・預金者情報

(1) 相続関連

㊤平成21年1月22日最高裁第一小法廷判決

[事案] AないしBの共同相続人の一人であるXが、AないしBが預金取引をしていた銀行Yに対し、A名義ないしB名義の預金口座について、特定の期間における取引経過の履歴を開示するよう求めたのに対し、Yは他の共同相続人全員の同意がないとしてこれを拒否して争った事案である。

[判旨] 最高裁第一小法廷は、概略以下の理由でYの上告を棄却した。

- ①預金契約は、消費寄託の性質を有するとともに、委任事務ないし準委任事務の性質を有するものも多く含まれる。
- ②委任契約や準委任契約の受任者は委任者の求めに応じて委任事務等の処理の状況を報告すべき義務を負うが(民法645条、656条)、預金契約において銀行が処理すべき事務においても同様である。
- ③預金口座の取引経過の開示を受けることは、預金者にとって、銀行の事務処理の適切さについて判断するために必要不可欠である。
- ④したがって、銀行は、預金契約に基づき、預金者の求めに応じて預金口座の取引履歴を開示すべき義務を負うと解するのが相当である。
- ⑤預金者が死亡した場合、その共同相続人の一人は、預金債権の一部を相続により取得するととどまるが、これとは別に、共同相続人全員に帰属する預金契約上の地位に基づき、被相続人名義の預金口座についてその取引経過の開示を求める権利を単独で行使することができる(同法264条、252条ただし書)というべきである。

㊦平成19年12月11日最高裁第三小法廷決定

[事案] 本件の本案訴訟(Aの相続人である原告人Xらが同じく相続人であるBに対し、Aの遺産に属する不動産につき共有持分権の確認および共有持分移転登記手続きを、同じく預貯金につき金員の支払い等を請求)において、Xらが、BがA名義の預金口座から預貯金の払戻しを受けて取得したのはAからBへの特別受益にあたる等と主張し、Bがその取引銀行である相手方に

8- 銀行の守秘義務と情報開示を巡る最近の動向（木下）

開設した預金口座に上記払戻金を入金した事実を証明するために必要であるとして、相手方に対し、Bとの取引履歴が記載された取引明細表を提出するよう求める文書提出命令の申立てをしたのに対し、相手方は、本件明細表の記載内容が「職業の秘密」に該当するので提出義務を負わないとして争った事案である。

原審（名古屋高決平 19.3.14）は、本件明細表が職業の秘密を記載した文書にあたることは明らかであるとして、本件申立てを却下したのに対し、申立人らが許可抗告を行った。

[判旨] 最高裁第三小法廷は、概略以下の理由で原審の決定を破棄した。

①金融機関は、顧客情報について商慣習上または契約上、当該顧客との関係において守秘義務を負うが、これは個々の顧客との関係において認められるにすぎないものであるから、当該顧客自身が民事訴訟の当事者として開示義務を負う場合には、当該顧客は金融機関の守秘義務により保護されるべき正当な利益を有さず、金融機関は、訴訟手続において上記顧客情報を開示しても守秘義務には違反しないというべきである。

②そうすると、同情報は、金融機関がこれにつき職業の秘密として保護に値する独自の利益を有する場合は別として、民訴法 197 条 1 項 3 号にいう職業の秘密として保護されないものというべきである。

③本件明細表は、相手方とその顧客Bとの取引履歴が記載されたものであり、相手方は、同取引履歴を秘匿する独自の利益を有するものとはいえない。本件明細表は、Bが所持しているとすれば提出義務の認められる文書であるから、Bは相手方の守秘義務によって保護されるべき正当な利益を有さず、相手方が本件明細表を提出しても守秘義務に違反するものではないというべきである。

④そうすると、本件明細表は、職業の秘密として保護されるべき情報が記載された文書とはいえないから、相手方は、本件申立てに対して本件明細表の提出を拒否することはできない。

[補足意見] 本決定には、田原裁判官による概略以下のような補足意見が付されている。

○顧客情報は次のように分類される。

①取引情報、②取引に付随して金融機関が取引先より得た取引先の情報、③取引過程で金融機関が得た取引先の関連情報、④顧客に対する金融機関内部での信用状況解析資料、第三者から入手した顧客の信用情報等。

○金融機関は、顧客との間で顧客情報について一般的に守秘義務を負うが、それは当該個々の顧客との関係での義務であり、民訴法197条1項2号に定める医師や弁護士等の職業上の守秘義務とは異なる。

○金融機関は、法律上開示義務を負う場合のほか、正当な理由がある場合(一定の法律上の根拠に基づいて開示が求められる場合を含む)に第三者に顧客情報を開示することができ、それがために守秘義務違反の責任を問われることはない。

○民事訴訟手続において、裁判所から顧客に対して特定の顧客情報の提出が求められた場合に、当該顧客がそれに応ずべきものであるときは、金融機関が当該顧客情報(上記①②が該当)を提出したとしても、特段の事情がない限り、守秘義務違反の問題は生じない。

○上記①②の文書であっても、当該顧客が訴訟当事者として提出義務を負う文書以外の文書や対象文書の顧客情報が訴訟当事者以外の第三者に係るものである場合には、その提出命令に応じることが正当な理由に当たるか否かが問題となる。また、上記③④の文書は、一般的な守秘義務の対象となる情報に該当する。

○金融機関が文書提出命令に応じることが、原則として、一般的な守秘義務との関係では前記の「正当な理由」に該当する。他方、金融機関にとって守秘義務を維持することが職業の秘密として保護するに値するときは、文書提出命令の申立てを拒むことができるが、その情報とは、その公開により金融機関としての業務の遂行が困難となり、金融機関にとってその秘密を維持す

10- 銀行の守秘義務と情報開示を巡る最近の動向（木下）

べき重大な利益がある場合である（最一小決平 12.3.10）⁽⁸⁾。当該顧客情報がこの意味での職業の秘密に該当するか否かは、秘密保持の必要性並びにそれが公開された時の金融機関の業務への影響と裁判における実体的真実の解明の必要性との比較衡量により決せられる。

○金融機関が職業の秘密に当たると主張し得る情報としては、前記②のうちの秘匿性の高いと一般に認められる情報および③④のうちの一部が含まれる。

（2）過払金返還請求

◎平成 19 年 1 月 30 日大阪高裁判決（上告受理申立て）

[事案] Xらは、金融機関Y1およびY2がそれらの店舗に開設された預金口座の開設者の氏名・住所等について弁護士法 23 条の 2 第 2 項により求められた報告への回答を拒否ないし遅滞したこと、および預金名義人である特定の個人の住所・電話番号について民訴法 151 条 1 項 6 号等に基づく調査嘱託への回答をしなかったことが不法行為にあたるとして損害賠償を請求した事案である。

[判旨] 大阪高裁は、金融機関の回答義務については概略以下①～⑤の理由

(8) 本決定は銀行守秘義務に関するものではないことから本稿の本文中では紹介していないが、概要は次のとおりである。すなわち、本件の本案訴訟（親子電話装置を購入し利用している原告らが機器に瑕疵があるとして被告に債務不履行等に基づく損害賠償を請求）の原告が、機器の回路図等につき文書提出命令を申し立てた事件について、原審（大阪高決平 11.3.26）が申立てを却下したのに対し、本決定は、「民訴法 197 条 1 項 3 号所定の「技術又は職業の秘密」とは、その事項が公開されると、当該技術の有する社会的価値が下落しこれによる活動が困難になるもの又は当該職業に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になるものをいうと解するのが相当である。」と判示し、原審は文書の所持者の側に看過しがたい不利益が生じるおそれがあるかどうかについて判断していないとして差し戻した。

でこれを認める一方、損害賠償請求については、⑥の理由でこれを棄却した。

①弁護士の職務は、国の機関による公務とまではいえないまでも極めて公共性の強い性格のものとして位置付けられているというべきであり、弁護士法23条の2所定の照会の制度は、わが国の司法制度を維持するための一つの制度であると解される。当該照会を受けた公務所または公私の団体は、報告を求められた事項について、照会した弁護士会に対して、法律上、報告する公的な義務を負うものと解するのが相当である。

②調査嘱託は、民事訴訟を審理する裁判所が職権で行うもので、その回答は直接に国の司法作用に供されるものであり、嘱託を受けた公私の団体は、裁判所に対し、これに応じる公的な義務を負うことは明らかであると解される。

③本件照会および調査嘱託においてYらが回答を求められた事項は、個人情報保護法(平成15年5月30日施行)上の個人情報に該当するものと解され、同法施行前であっても一定の法的な保護が要請される事項である。また、一般的には、Yら銀行とその顧客との間には、取引契約上の付随義務として、顧客の個人情報をみだりに第三者に提供してはならない義務を負うものと解される。

④弁護士法23条の2所定の照会も、裁判所がする調査嘱託も、弁護士法や民訴法等において個人情報についての除外規定や制限規定などはなく、個人情報であるとの理由でその取得を制限されるのであれば、弁護士法や民訴法の趣旨が没却され、国の司法制度は維持できなくなる。

⑤個人情報保護法は、個人情報取扱事業者が本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供することを原則として禁止するが、法令に基づく場合(同法23条1項1号)などは除外されており、弁護士法23条の2の規定による照会や裁判所の調査嘱託に対する回答の場合は、正にこれに該当する。

⑥弁護士法23条の2所定の照会や調査嘱託に対して回答すべき法的義務は、

12- 銀行の守秘義務と情報開示を巡る最近の動向（木下）

弁護士会や裁判所に対する公的な義務であって、個々の弁護士やその依頼者個人に対する関係での義務ではない。したがって、本件各拒否行為は、Xらの個々の権利を侵害するものではなく、民法709条の要件にはあたらない。

2. 社内通達文書

④平成18年2月17日最高裁第二小法廷決定

[事案] 本件の本案訴訟（原告人である銀行Xが相手方Yらに対し、消費貸借契約および連帯保証契約に基づき金員の支払いを請求）において、Yらが、融資一体型変額保険に係る融資契約である本件取引は錯誤により無効である等と主張し、同取引の勧誘をXが保険会社と一体となって行っていた事実を証明するために必要であるとして、Xが所持する社内通達文書につき文書提出命令を申し立てたのに対し、Xは、本件文書は「自己利用文書」に該当し提出義務はないとして争った事案である。

[判旨] 最高裁第二小法廷は、概略以下の理由でXの抗告を棄却し、本件文書の提出を命じた。

①ある文書が専ら内部の者の利用に供する目的で作成され、外部の者に開示することが予定されていない文書であって、開示によって所持者の側に看過しがたい不利益が生ずるおそれがあると認められる場合には、特段の事情がない限り、当該文書は民訴法220条4号ニ所定の「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に当たると解するのが相当である（最二小決平11.11.12）⁽⁹⁾。

②本件各文書は、いわゆる社内通達文書であり、基本的にはXの内部の利用に供する目的で作成されたものといえることができる。しかし、これらはXの内部の意思が形成される過程で作成される文書ではなく、その開示により直

(9) 後出判例①。

ちにXの自由な意思形成が阻害される性質のものではないほか、個人のプライバシーに関する情報やXの営業秘密に関する事項が記載されているものでもない。

3. 貸出稟議書

◎平成13年12月7日最高裁第二小法廷決定

[事案] 本件の本案訴訟(経営破綻した木津信用組合の営業の全部を譲り受けた整理回収機構Xが貸金債権等に基づきYらに対し金員の支払い等を請求)において、Yらは、貸金債務等を担保土地の売却によって弁済しようとしたところ木津信用組合等が土地の売却を妨害した等と主張し、これらの不法行為に基づく損害賠償請求権と貸金債権等とを対等額で相殺する旨の抗弁を行い、同抗弁に係る事実等を証明するために必要であるとして、Xが所持する貸出稟議書につき文書提出命令を申し立てたのに対し、Xは、本件文書は「自己利用文書」に該当し提出義務はないと主張して争った事案である。

[判旨] 最高裁第二小法廷は、概略以下の理由で抗告を棄却し、本件文書の提出を命じた。

①本件文書は、木津信用組合がYらへの融資を決定する過程で作成した稟議書とその付属書類であり、専ら内部の利用に供する目的で作成され、外部に開示することが予定されていない文書であって、開示されると信用組合内部における自由な意思形成が阻害されたりするなど看過しがたい不利益を生ずるおそれがあるものとして、特段の事情がない限り、民訴法220条4号ハ所定の「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に当たると解すべきである(最二小決平11.11.12)⁽¹⁰⁾。

②本件文書について検討すると、次の事実関係等の下では、上記の特段の事

(10) 後出判例①。

14- 銀行の守秘義務と情報開示を巡る最近の動向（木下）

情があることを肯定すべきである。

- ・本件文書の所持者である原告人は、預金保険機構から委託を受け、破綻金融機関からその資産を買い取り、その管理・処分を行うことを主な業務とする株式会社である。

- ・原告人は、木津信用組合の経営が破綻したため、その営業の全部を譲り受けたことに伴い、本件文書を所持するにいたった。

- ・本件文書の作成者である木津信用組合は、清算中であり、将来においても貸付業務等を自ら行うことはない。

- ・本件文書の提出を命じられることにより、原告人において、自由な意見表明に支障を来しその自由な意思形成が阻害されるおそれがあるものとは考えられない。

③このような結論を採ることによって、現に営業活動をしている金融機関において、いったん経営が破綻したときは、貸出稟議書が開示される可能性があることを危惧して自由な意思形成が阻害されるおそれがないか、という点が問題となり得るが、このような危惧に基づく影響は、上記の結論を左右するに足る程のものとは考えられない。

④平成 11 年 11 月 12 日最高裁第二小法廷決定

[事案] 本件の本案訴訟（本件の相手方である Y が、本件の原告人である銀行 X から融資を受け有価証券取引を行ったところ、多額の損害を被ったとして、X の過剰融資による顧客への安全配慮義務違反を主張して損害賠償を請求）における Y が、X において有価証券取引により貸付金利息を上回る利益を上げることを前提で貸出の稟議が行われたことを証明するために必要であるとして、X が所持する貸出稟議書等につき文書提出命令を申し立てたのに対し、X は、本件文書は「自己利用文書」に該当し提出義務はないと主張し争った事案である。

[判旨] 最高裁第二小法廷は、概略以下の理由で X の抗告を認め、本件文書

の提出を命ずべきものではないとした。

①ある文書が、その作成の目的・内容、所持に至る経緯等から判断して、専ら内部の者の利用に供する目的で作成され、外部の者に開示することが予定されていない文書であって、開示されると個人のプライバシーが侵害されたり個人ないし団体の自由な意思形成が阻害されたりするなど、開示によって所持者の側に看過しがたい不利益が生ずるおそれがあると認められる場合には、特段の事情がない限り、当該文書は民事訴訟法 220 条 4 号ハ所定の「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に当たると解するのが相当である。

②本件文書の作成の目的や記載内容等からすると、銀行の貸出稟議書は、銀行内部において、融資案件についての意思形成を円滑、適切に行うために作成される文書であって、法令によってその作成が義務付けられたものでもなく、融資の是非の審査に当たって作成されるという文書の性質上、忌憚のない評価や意見も記載されることが予定されているものである。

③したがって、貸出稟議書は、専ら銀行内部の利用に供する目的で作成され、外部に開示することが予定されていない文書であって、開示されると銀行内部における自由な意見の表明に支障をきたし銀行の自由な意思形成が阻害されるおそれがあるものとして、特段の事情がない限り、「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に当たると解すべきである。

④本件において特段の事情の存在はうかがわれないから、本件文書は「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」というべきであり、抗告人に対し民訴法 220 条 4 号に基づく提出義務を認めることはできない。

4. 自己査定資料

⑧平成 20 年 11 月 25 日最高裁第三小法廷決定

〔事案〕 本件の本案訴訟（本件の相手方である Y らは、本件の抗告人である

銀行Xが、そのメインバンク先企業Aの経営破綻の可能性が大きいことを認識し、Aを全面的に支援する意思は有していなかったにもかかわらず、全面的に支援すると説明してYらを欺罔したため、あるいはAの経営状態について正確な情報を提供すべき注意義務を怠ったため、YらはAとの取引を継続しAの民事再生手続開始決定により損害を被ったとして損害賠償を請求)におけるYらが、本案訴訟においてXの欺罔行為及び注意義務違反行為を証明するために必要であるとして、Xが所持する自己査定資料一式について文書提出命令を申し立てたのに対し、Xは、本件文書は「自己利用文書」または「職業秘密文書」に該当し提出義務はないと主張して争った事案である。

第一審（東京地決平 18.8.18）は、本件文書は職業秘密文書にも自己利用文書にも当たらないとして文書の提出を命じたのに対し、差戻前抗告審（東京高決平 19.1.10）は、本件文書は自己利用文書に当たるとして申立てを却下した。これに対し、許可抗告審（最二小決平 19.11.30）は、自己利用文書該当性に関する最高裁判例（最二小決平 11.11.12）を引用したうえで、本件文書は、監督官庁による検査において資産査定の正確性を裏付ける資料として必要とされているものであるから、相手方以外の者による利用が予定されているものであり自己利用文書には当たらないとし、そのうえで、職業秘密文書に当たるかどうかについて審理を尽くさせるため原審に差し戻した。

第二次抗告審（東京高決平 20.4.2）は、民訴法 223 条 6 項に基づきXに本件文書を提出させた上でこれを閲読した結果、i) 本件文書に記載されている情報は、大別して、①公表することを前提として作成される会計帳簿に含まれるAの財務情報、②Xが守秘義務を負うことを前提にAから提供された非公開のAの財務情報、③Xが外部から得たAの信用に関する情報、④Aの財務情報等を基礎としてXが行った分析、評価の過程およびその結果並びにそれを踏まえた今後の業績見通し、融資方針等に関する情報、であること、ii) 本件文書に記載された査定方法におけるXの工夫の独自性、価値は限定的で特別の保護を与えるべきノウハウとはいえないこと、を認定した。

そして、上記③の情報の全部並びに②および④の情報のうちAの取引先等の第三者に関するものが記載されている部分は民訴法220条4号ハ所定の職業秘密文書に該当するが、その余は該当しないとして、該当しない文書の提出を命じた。

これに対し、原告人は、Aの取引先等の第三者に関するものを除く上記②および④の情報（以下「本件非公開財務情報」「本件分析評価情報」）が記載された部分も民訴法220条4号ハ所定の職業秘密文書に該当し提出義務はないと主張し原告した。

[判旨] 最高裁第三小法廷は、概略以下の理由でXの原告を棄却し、本件文書の提出を命じた。

①本件非公開財務情報は、次の事情に照らすと原告人の職業の秘密として保護されるべき情報に当たらないというべきであり、原告人は、本件非公開財務情報部分の提出を拒絶することはできない。

・金融機関が民事訴訟の当事者として開示を求められた顧客情報について、当該顧客が上記受訴裁判所から同情報の開示を求められればこれを開示すべき義務を負う場合には、当該顧客は同情報につき金融機関の守秘義務により保護されるべき正当な利益を有さず、金融機関は、訴訟手続において同情報を開示しても守秘義務には違反しないと解するのが相当である（最三小決平19.12.11）⁽¹¹⁾。

・民訴法220条4号ハにおいて引用される同法197条1項3号にいう「職業の秘密」とは、その事項が公開されると、当該職業に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になるものをいう（最一小決平12.3.10）⁽¹²⁾が、顧客が開示義務を負う顧客情報については、金融機関が職業の秘密として保護に値する独自の利益を有する場合は別として、職業の秘密として保護されるものではないというべきである。

(11) 前出判例⑤。

(12) 脚注8参照。

- ・本件非公開財務情報は、Aの財務情報であるからXがこれを秘匿する独自の利益を有するものとはいえない。

- ・Aが本案訴訟の受訴裁判所から本件非公開財務情報の開示を求められた場合には、民事再生手続き開始決定を受けているAにとって、これが開示されてもその受ける不利益は通常は軽微なものと考えられること、相手方Yらは再生債権者であって民事再生手続の中で本件非公開財務情報に接することも可能であることなどに照らせば、それが開示されても抗告人Xの業務に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になるとはいえないから、職業の秘密には当たらないというべきであり、Xは、本件非公開財務情報部分の提出を拒絶することはできない。

- ・そうすると、本件非公開財務情報は、Xの職業の秘密として保護されるべき情報には当たらないというべきである。

②本件分析評価情報は、次の事情に照らすと抗告人Xの職業の秘密には当たるが、保護に値する秘密には当たらないというべきであり、Xは、本件分析評価情報部分の提出を拒絶することはできない。

- ・文書提出命令の対象文書に職業の秘密に当たる情報が記載されていても、文書の提出を拒絶することができるのは、対象文書に記載された職業の秘密が保護に値する秘密に当たる場合に限られ、当該情報が保護に値する秘密であるかどうかは、その情報の内容、性質、開示されることにより所持有者に与える不利益の内容、程度等と、当該民事事件の内容、性質、当該文書を証拠として必要とする程度等の諸事情を比較衡量して決すべきものである（最三小決平18.10.3）⁽¹³⁾。

- ・一般に、金融機関が顧客の財務状況等について分析・評価した情報は、これが開示されれば当該顧客が重大な不利益を被り、金融機関に対する信頼が損なわれるなど金融機関の業務に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になるものといえるから、金融機関の職業の秘密に当たると解され、本件分析評価情報も抗告人の職業の秘密に当たると解される。

・しかし、本件分析評価情報は、民事再生手続開始決定前の財務情報等に関するものであるから、これが開示されてもAが受ける不利益は小さく、抗告人Xの業務に対する影響も通常は軽微なものであると考えられる。一方、本件分析評価情報は、Aの経営状態に対する抗告人の率直かつ正確な認識が記載されているものと考えられ、本案訴訟の争点を立証する書証としての証拠価値は高く、これに代わる中立的・客観的な証拠の存在は伺われない。

5. 大蔵検査・日銀考査所見文書

⑩平成16年12月27日大阪高裁決定(確定)⁽¹³⁾

[事案] 本件の本案訴訟(被告信用金庫Y1の出資者である原告Xらが、Y1の経営破綻により出資金の返還を受けることができなくなったところ、Y1の出資勧誘行為には詐欺等の違法があり、被告国Y2はY1の違法行為を

(13) 本決定は銀行守秘義務に関するものではないことから本稿の本文中では紹介していないが、概要は次のとおりである。すなわち、民事事件で証人となった報道関係者が職業の秘密を理由に取材源に関する証言を拒絶することができるかが争われた事件について、本決定は、「ある秘密が職業の秘密に当たる場合においても、そのことから直ちに証言拒絶が認められるのではなく、そのうち保護に値する秘密についてのみ証言拒絶が認められると解すべきである。そして保護に値する秘密であるかどうかは、秘密の公表によって生ずる不利益と証言の拒絶によって犠牲になる真実発見及び裁判の公正との比較衡量によって決せられるというべきである。」と判示し、さらに「当該取材源の秘密が保護に値する秘密であるかどうかは、当該報道の内容、性質、その社会的な意義・価値、当該取材の態様、将来における同種の取材活動が妨げられることによって生ずる不利益の内容、程度等と、当該民事事件において当該証言を必要とする程度、代替証拠の有無等を比較衡量して決すべきことになる。」としたうえで、本件については、証言拒絶を認めた。

(14) 本件とは別に、Xらは、Y1に対しY1が所持する日銀考査所見通知の提出を、国に対し大蔵省財務局のY1に対する検査結果示達書の提出を、それぞれ申立て、第一審では本件とはほぼ同様の理由で申立てが認容されている。

放置したほか、Y1の有する貸金債権について恣意的な評価を行ったことによりY1を経営破綻に追い込んだ違法があるとして、Y1に対しては不法行為に基づく損害賠償を、Y2に対しては国家賠償法に基づく損害賠償等をそれぞれ請求）におけるXらが、Y1が詐欺的な方法により出資の勧誘をしたこと、Y2による検査が恣意的な方法でされたことを立証するため、同検査を行うに際して大きな影響を受けたと考えられる日銀考査の内容を明らかにする必要があるとして、原審相手方・原告人（日本銀行）が保管する、Y1に送付した考査所見通知につき文書提出命令を申し立てたのに対し、原告人は、本件文書は「職業秘密文書」に該当し提出義務はないと主張して争った事案である。

[判旨] 大阪高裁は、概略以下の理由で抗告を棄却し、本件文書の提出を命じた。

①日銀考査は、原告人と金融機関との信頼関係に基づいて行われているものであるが、他方、考査契約には、考査先が正当な理由なく考査や情報提供を拒絶した場合には、原告人はその事実を公表できること、当座取引の解約などを行うことを妨げないことが定められている。

②このような事実に基づき、本件文書が公表されると金融機関が原告人に対する情報提供を躊躇し消極的になる危惧があるとの原告人の主張について考察すると、本件文書について、「未だ経営破綻していない金融機関」については、文書提出命令の対象とならず、「すでに経営破綻した金融機関」についてはその対象となるとの法理が確立したならば、日銀考査が現に行われる「未だ経営破綻していない金融機関」において、情報提供の躊躇等の危惧が生じることはないというべきである。

③考査対象金融機関が情報提供等を拒否した場合に原告人が考査契約上で有する強力な権限を前提にすると、原告人が危惧する状況が生じるとは認め難い。

④さらに、原告人は、金融庁長官から求めがあれば考査結果を提出しなければ

ばならないほか、正当な理由がある場合には開示することができる旨定められていることは、審査を受ける金融機関においても、審査結果が契約当事者以外への提出等開示されることを予想して審査を受けるということであり、裁判所の文書提出命令に応じて提出されることになったとしても、資料の提出等に消極的な姿勢になるとは到底認め難い。

⑤上記法理が確定した場合にも、金融機関側が将来経営破綻した場合に審査結果が公表されることを慮って、日銀審査に対して情報提供に消極的になることがあり得るとしても、その危惧は、極めて抽象的なものにすぎず、ほとんど皆無にすぎないことが推認できる。

⑥他方、本件文書は本件訴訟における立証上必要性が高い。

IV. 判例法理の整理と若干の考察

前記Ⅱ. 2. (2) で提示した主な論点に則して、上記の裁判例により形成されてきた法理を整理するとともに若干の考察を加えることとする。

1. 預金取引履歴開示請求権の根拠と請求方法

相続人が被相続人の取引銀行に対し預金取引履歴の開示を請求することができる(前出判例④⑤)。その際、①相続人に開示請求権があるか(銀行は開示義務を負うか)、②開示請求権がある場合、共同相続人の一人がそれを単独で行行使することができるか、③銀行は守秘義務を理由に開示を拒否できるか、が争点となる(③については、銀行の職業秘密が根拠とされることから、3. で後述)。

争点①については、東京地判平14.8.30(金法1678号)は、預金契約は消費寄託契約と解されるところ、消費寄託契約につきその種の義務を定めた規定はないこと等を理由に開示請求権は認められないとし、控訴審の東京高判平14.12.4(金法1693号)も、「預金契約関係は、委任ないし準委任類似の契

22- 銀行の守秘義務と情報開示を巡る最近の動向（木下）

約関係を含む場合もあると見る余地も皆無とはいえず」としつつも、本件では、その立証がないとして控訴を棄却した。

また争点②についても、上記東京高判平 14.12.4 は、「(相続人が預金口座の取引経過明細の開示を受け得る) この地位は、預金契約当事者としての地位に由来するものであり、・・・これを可分のものとして観念することはできないから、・・・いまだ遺産分割等が行われていない段階においては、単独でその地位を取得するに至らず、・・・単独で開示を請求したとしても・・・強制的に銀行をしてその開示をなさしめることはできない。」と判示し、請求を棄却した。

さらに上記東京高判の上告審（最三小決平 17.5.20 金法 1751 号）は、上告棄却・不受理としたことから、上記争点①②について、判例は否定的な見解を示したものと受け止められてきた。

これに対し、前出判例④（最一小判平 21.1.22）は、上記争点①については、i) 預金契約には委任事務ないし準委任事務の性質も含まれること、ii) 受任者たる銀行は、受任事務の処理状況を委任者たる預金者に報告する義務を負うこと、iii) 預金者が預金取引経過の開示を受けることは、銀行の受任事務処理の適切さを判断するために必要不可欠であること、を理由に相続人による開示請求を認めた。その上で、上記争点②については、i) 預金取引開示請求権は、共同相続人全員に帰属する預金契約上の地位に基づくものであること、ii) 共同相続人の一人による開示請求権の行使は、準共有物の保存行為として認められること、を理由にこれを認めた。

このように、本判決は、下級審判例や学説において見解の分かれていた上記論点について、新たな視点も加えた論理構成により最高裁としての結論を下したものと評価することができよう。

2. 弁護士会照会、裁判所調査囑託の意義と応諾義務の存否

弁護士法 23 条の 2 第 2 項に基づく照会および民訴法 151 条 1 項 6 号に基

づく裁判所による調査嘱託の意義およびそれを受けた銀行の応諾義務の存否について、高裁段階ではあるものの、一定の判断を示したのが前出判例◎(大阪高判平19.1.30)である。本件は、預金者情報について弁護士会照会および裁判所調査嘱託を受けた銀行が回答を拒否ないし遅滞したことが不法行為に当たるとして、損害賠償を求められた事案であるが、大阪高裁は、次の理由で銀行には回答義務があるとした(ただし損害賠償請求は棄却)。すなわち、i) 弁護士会照会制度は、わが国の司法制度を維持するための制度であり、照会を受けた公務所または公私の団体は報告する公的な義務を負うものと解されること、ii) 裁判所調査嘱託は、民事訴訟を審理する裁判所が職権で行うもので、その回答は国の司法作用に供されるものであり、嘱託を受けた公私の団体がこれに応じる公的義務を負うことは明らかであること、iii) 弁護士会照会も裁判所調査嘱託も、根拠法に個人情報についての除外規定等はなく、個人情報を理由にその取得が制限されるのであれば、国の司法制度は維持できなくなること、というものである。

このような大阪高裁の判断はやや大上段に構えた建前論の嫌いもなくはなく、銀行秘密保持との利益考量をせずに結論を導いた論理構成や損害賠償請求を棄却した論拠には厳しい批判⁽¹⁵⁾がなされているものの、弁護士会照会および裁判所調査嘱託への一般的応諾義務を認める論旨自体は妥当であろう。

3. 文書提出の拒絶理由とされる「自己利用文書」および「職業秘密文書」の該当性

(15) 本多正樹[2009]133頁は、銀行守秘義務との衝突が問題となっている場合に、抽象的に法的義務の有無を論じても意味はないとして厳しく批判するとともに、第一審(大阪地判平18.2.22)の判示した論理構成(すなわち、銀行が守秘義務を負っている情報については、原則として弁護士会照会への報告義務を免れるとした上で、①権利侵害の明白性、②開示を受ける正当な利益の存在、③他の方法の不存在、の3要件を満たす場合に報告義務を負うとする)に説得性を見出しつつ、その要件の当てはめには検討の余地がある旨指摘している。

（１）「自己利用文書」該当性

「自己利用文書」該当性については、社内通達文書（前出判例④）、貸出稟議書（同⑤⑥）、自己査定資料（同⑦）を対象として争われた（日銀考査所見文書（同⑧）に関しては「自己利用文書」該当性については直接の争点とはされていないものの、間接的に言及されている）。このうち最高裁として初めて判断の枠組みを提示したのが貸出稟議書を対象とする判例④（最二小決平 11.11.12）であり、「自己利用文書」該当性を判断する要件として、次の諸点を提示した（同決定は貸出稟議書を「自己利用文書」と認め提出を要しないとした）。

すなわち、i) 専ら内部の者の利用に供する目的で作成され、外部の者に開示することが予定されていない文書であること、ii) 開示されると個人のプライバシーが侵害されたり個人ないし団体の自由な意思形成が阻害されたりするなど所持者に看過しがたい不利益が生ずるおそれがあること、iii) 「自己利用文書」性を排斥する特段の事情がないこと、である。なお、判例④は、対象となった文書に上記要件 i) を当てはめる際に、「法令によってその作成が義務付けられたものでもなく」と指摘しており、要件 i) を補足するものとして、vi) 法令によりその作成が義務付けられたものでないこと、という要件を想定しているようにも解釈し得る。

判例④が提示した上記の枠組みはその後の裁判例でも踏襲された。すなわち、社内通達文書に関する判例④（最二小決平 18.2.17）は、上記要件 i) は充足するものの、要件 ii) が充足されないことを理由に「自己利用文書」該当性を否定した。判例④と同じく貸出稟議書が対象とされた判例⑤（最二小決平 13.12.7）は、上記要件 ii) を充たさない特段の事情がある（要件 iii)）として「自己利用文書」該当性を否定した。自己査定資料に関する判例⑦（最三小決平 20.11.25）は専ら「職業秘密文書」該当性について判示しているが、それに先立つ許可抗告審（最二小決平 19.11.30）は、「監督官庁による検査において資産査定の正確性を裏付ける資料として必要とされているもので

ある」として、上記要件 iv) 類似の要件を介して要件 i) が充足されないことを理由に「自己利用文書」該当性を否定した。また、日銀考査所見文書に関する判例⑤(大阪高決平 16.12.27) は、「自己利用文書」該当性そのものは直接の争点とされていないが、「金融庁長官から求めがあれば考査結果を提出しなければならない」こと等から、「考査を受ける金融機関においても、・・・開示されることを予想して考査を受けるということであり」と指摘し、間接的ながら「自己利用文書」該当性を否定したものと捉えることができる。

(2) 「職業秘密文書」該当性

上記の「自己利用文書」該当性とは別の文書提出拒絶事由として「職業秘密文書」該当性がある。したがって、仮に「自己利用文書」該当性が否定されたとしても、「職業秘密文書」該当性が論点となり得る。自己査定資料に関する判例⑥(最三小決平 20.11.25) はそのケースであり、許可抗告審(最二小決 19.11.30) が「自己利用文書」該当性を否定し「職業秘密文書」該当性について審理を差し戻したのを受けての決定である。

「職業秘密文書」該当性についての最高裁の判断の枠組みは順次進化してきた。すなわち、まず i) 「職業の秘密」とは、「その事項が開示されると当該職業に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になるものをいう」と定義された(最一小決平 12.3.10)⁽¹⁶⁾。その上で、ii) 文書の提出を拒絶できるのは、「職業の秘密」が「保護に価する秘密」に当たる場合に限られること、iii) その判断は、「秘密の公表による不利益」と「真実発見および裁判の公正」との比較衡量により決すべきこと、とされた(最三小決平 18.10.3)⁽¹⁷⁾。こうした比較衡量論については有力な批判説⁽¹⁸⁾も主張されているが、判例では一貫してその枠組みが踏襲されている。前出判例⑥(最三小決平 19.12.11) お

(16) 脚注 8 参照。

(17) 脚注 13 参照。

よび判例⑨（最三小決平 20.11.25）もこの流れに沿うものであり、そこで形成された論理を改めて確認すると次のようになる。

すなわち、判例⑨は、預金取引明細表について「職業秘密文書」該当性が争われた事案であるが、最高裁は、当該顧客情報について、i) 顧客自身が訴訟当事者としてその開示義務を負う場合には、当該顧客は銀行の守秘義務により保護されるべき正当な利益を有しないこと、ii) 銀行の職業秘密として「独自の利益」を有する場合は「職業秘密文書」として保護され得ること、iii) しかし、本件文書については銀行にはこれを秘匿する独自の利益はないこと、から「職業秘密文書」に当たらないとした。

なお、同判例には田原裁判官の補足意見が付されており、判旨と重複しない部分のみ適示すると次のとおりである。すなわち、iv) 顧客情報は、①取引情報、②取引に付随して銀行が顧客から得た顧客情報、③取引過程で銀行が得た顧客関連情報、④銀行が作成した顧客の信用解析資料、第三者から入手した顧客信用情報、に分類できること、v) 銀行の守秘義務は、個々の顧客との関係での義務であり、弁護士等の職業上の守秘義務とは異なること、vi) 上記①②の文書で、顧客が訴訟当事者として提出義務を負う文書以外の文書や、当該文書の顧客情報が第三者に係るものである場合には、その提出命令に応じる正当理由の存否が問題となること、上記③④の文書は、一般的な守秘義務の対象となる情報に該当すること、vii) 銀行が職業の秘密に当たると主張しうる情報としては、上記②のうち秘匿性の高いと一般に認められるものおよび③④の一部が含まれること、というものである。

判例⑨の事案は、上記の田原裁判官の分類によれば顧客情報②③の一部（判例では「本件非公開財務情報」）および④の一部（同「本件分析評価情報」）

(18) 伊藤眞 [2008] 350 頁は、「裁判所としては、当該秘密の客観的性質を考慮して、技術または職業の秘密に該当するかどうかを判断すれば十分」であり、「利益考量を判断枠組みとすることは、秘密の主体の側にとっても、証言拒絶権が認められるかどうかについての予測可能性が失われ、好ましいとは考えられない。」と批判している。

について「職業秘密文書」該当性が争われたものである。最高裁は、いずれも「職業秘密文書」には該当しないとしたが、その論理は次のとおりである。すなわち、「本件非公開財務情報」については、i) 民事再生手続開始決定を受けた当該顧客にとって情報開示により受ける不利益は軽微であること、ii) 銀行がこれを秘匿する独自の利益はなく、開示されても業務の遂行に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になるとはいえないこと、また、「本件分析評価情報」については、iii) 銀行の職業の秘密に当たるが、iv) これが開示されても顧客の受ける不利益は小さく、銀行の業務への影響も軽微である一方、書証としての証拠価値は高く、これに代わる証拠がないこと、というものである。なお、「本件分析評価情報」については、許可抗告審(最二小決平 19.11.30)の差戻し審である第二次抗告審(東京高決平 20.4.2)において、東京高裁は、いわゆるインカメラ手続(民訴法 223 条 6 項)によりこれを閲読した結果、本件文書に記載された査定方法における銀行の工夫の独自性、価値は限定的で特別のノウハウとはいえないと認定し、最高裁は、この認定を許可抗告審で争うことはできないとした。

さらに、前出判例^⑩(大阪高決平 16.12.27)では、日銀考査所見文書について「職業秘密文書」該当性が争われたが、大阪高裁は、本件文書が公表されると銀行が日本銀行に対する情報提供を躊躇し考査業務に深刻な影響を与える危惧があるとの抗告人の主張に対し、「未だ経営破綻していない金融機関」については文書提出命令の対象とはならず、「すでに経営破綻した金融機関」についてはその対象となるとの法理が確立すれば、日銀考査が現に行われる「未だ経営破綻していない金融機関」において、情報提供の躊躇等の危惧が生じることはないとする一方で、本件文書の立証上の必要性は高いとして、「職業秘密文書」該当性を否定した。

参考までに、上記の判例法理を多少パターン化してみると、次表のように再構成することができよう。なお、表の中で[問題1][問題2][問題3]と標記している点を中心に、次の(3)で若干の検討を加えることとしたい。

28— 銀行の守秘義務と情報開示を巡る最近の動向（木下）

銀行職業秘密の帰属主体	秘密の内容	情報開示(秘密保護に値しない)の要件	関連判例
顧客	顧客に関する情報	・顧客に開示義務があること ・顧客倒産等により開示の影響が軽微なこと	判例⑩⑪ 判例⑫⑬
銀行	顧客から入手した顧客に関する情報	顧客に開示義務があり，銀行が秘匿する独自の利益がないこと	判例⑭⑮
	銀行による顧客に関する分析評価情報	顧客倒産等により開示の影響が軽微なこと [問題1]	判例⑯⑰
	分析評価のノウハウ	独自の価値がないこと [問題2]	判例⑱ 第二次抗告審
第三者	第三者から入手した顧客に関する情報	開示不可。ただし論拠不詳 [問題3]	判例⑲ 第二次抗告審
	顧客に関する情報及び銀行による分析評価情報のうち第三者に関するもの	開示不可。ただし論拠不詳 [問題3]	判例⑲ 第二次抗告審

(3) 「自己利用文書」および「職業秘密文書」の該当性に関する若干の検討
 上で確認したように、「自己利用文書」および「職業秘密文書」の該当性に関する判例法理が漸次形成されてきたが、ここではそれらの判例法理に対する幾つかの疑問を提示し若干の検討を試みることにする。

(判断枠組みのアンバランス)

第一は、「自己利用文書」該当性と「職業秘密文書」該当性に関する判例の判断枠組みのアンバランスについてである。すなわち、「自己利用文書」該当性については、①専ら内部利用目的で作成され、外部に開示することが予定されていないこと、②開示されると個人ないし団体の自由な意思形成が

阻害されたりするなど所持有者に看過しがたい不利益が生ずるおそれがあること、を基本的な要件とし、③特段の事情がない限り、「自己利用文書」に当たるとの判断枠組みが形成されている。これに対し、「職業秘密文書」該当性については、①その事項が開示されると当該職業に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になるものは「職業秘密」に当たること、②ただし、文書の提出を拒絶できるのは、「職業の秘密」が「保護に価する秘密」に当たる場合に限られること、③その判断は、秘密の公表による不利益と真実発見および裁判の公正との比較衡量により決すべきであること、との判断枠組みが形成されている。

このように、「自己利用文書」該当性については、「自己利用文書」性自体を要件としてその該当性が判断されるのに対し、「職業秘密文書」該当性については、「職業秘密文書」性自体の要件のほかに、「保護に価する秘密」という要件を付加して、利益衡量によりその該当性が判断されている。もちろん、「自己利用文書」と「職業秘密文書」は、それぞれ独立した文書提出拒否事由であり、それらの判断枠組みが異なるものであったとしても何ら不自然なことではないが、必ずしもそれを異にする合理的な理由があるとも思えない。後者における比較衡量論に関する問題点⁽¹⁹⁾を解消するとともに、両者の判断枠組みの一元化を図るという観点からも、後者の比較衡量論を排し、判断すべき要件を両者に共通する「秘密性」そのものに純化して判断枠組みを再構成(ないし法改正)することが考えられるのではないかと思われる。

(「自己利用文書」性の判断基準とその適用における問題)

第二は、「自己利用文書」該当性の判断基準に関するものであり、「自己利用文書」性を補足するものとして言及されることのある「法令によりその作成が義務付けられたもの」でないこと(前出判例①)や「監督官庁による利

(19) 脚注18参照。

用が予定されているもの」でないこと（前出判例㊦関連）を要件とすることの不明確さである。すなわち、判例㊦は、銀行貸出稟議書について、「法令によりその作成が義務付けられたもの」ではないとして「自己利用文書」該当性を肯定したのに対し、判例㊧に関連する許可抗告審は、銀行自己査定資料について、「監督官庁による利用が予定されているもの」であるとして「自己利用文書」該当性を否定した。後者において、自己査定資料が「自己利用文書」に当たらない理由として指摘された「監督官庁による利用が予定されているもの」であることとは、前者において指摘された「法令によりその作成が義務付けられているもの」であることを示唆しているようにも考えられるが、ここには以下のような問題があるように思われる。

第一は、「法令によりその作成が義務付けられたもの」の意味および「監督官庁による利用が予定されているもの」との関係が不明確であることである。判例㊦で対象とされている自己査定資料については、そもそも自己査定資料なるものの様式が法定されその作成が義務付けられているわけではない。銀行が資産の自己査定を行うべきことは法令（銀行法 26 条関連の内閣府令・財務省令）で義務付けられているが、自己査定を行う際の基準の策定については、銀行独自の判断とその創意工夫に委ねられており⁽²⁰⁾、ましてや自己査定の結果およびその経過を記述した資料は正に銀行の創意工夫の産物ということが出来る。それゆえに最高裁は、自己査定資料については、「法令によりその作成から義務付けられたもの」ではなく「監督官庁による利用が予定されているもの」との文言を用いたとも推測され、「自己利用文書」の要件とする「専ら内部利用目的で作成され、外部に開示することが予定されていないこと」のうち、前段部分を否定する要素として「法令によりその作成が義務付けられたもの」を、後段部分を否定する要素として「監督官庁による利用が予定されているもの」をそれぞれ示し使い分けしているようにも

(20) 中川隆進 [1997] 27 頁参照。

解釈できるが、いずれにしても上記両用語の意味とその対象範囲および両者の関係は不明確と言わざるを得ない。したがって、仮に「法令によりその作成が義務付けられているもの」や「監督官庁による利用が予定されているもの」を「自己利用文書」から除外するにしても、その基準の適用には対象文書ごとに慎重な見極めが必要であろう。

第二は、これとも関連するが、「監督官庁による利用が予定されているもの」という基準の適用の問題である。前述のように、「自己利用文書」該当性の要件の第一を「専ら内部利用目的で作成され、外部に開示することが予定されていないこと」と捉えるならば、監督官庁とはいえ外部の者による利用が予定されている文書は、形式的には「内部利用文書」に当たらないことは言うまでもない。しかし、厳格な守秘義務を負う監督官庁とその他の外部者とを同列に扱うことには違和感があると言わざるを得ないほか、仮に「監督官庁による利用が予定されているもの」を「自己利用文書」から除外し提出義務を課すとしても、監督官庁以外の者に対する開示の方法については慎重な配慮が必要であろう。

なお、前出判例^①(最二小決 11.11.12)は、銀行貸出稟議書について、「法令によってその作成が義務付けられたものでもない」として「自己利用文書」に当たるとしたが、同稟議書は、銀行検査等において「監督官庁による利用が予定されているもの」と言えなくもなく、また、記載内容の類似性等⁽²¹⁾に照らしても、上記の自己査定資料との取扱いの差異を合理的に説明し得るか微妙なところであろう。

〔「職業秘密文書」性および同該当性の判断基準の適用における問題〕

(21) 貸出稟議書は、貸出案件の事前審査段階での分析評価文書である一方、自己査定資料は、貸出案件の実行後の分析評価文書であるという違いはあるものの、両者には、借手の信用状態に関する銀行の情報生産物であるという点において類似性ないし共通性がある。

第三は、「職業秘密文書」性および同該当性の判断基準に関するものである。前記の判断枠組みにおける比較衡量論自体の是非はおくとして、ここでは、前掲表の〔問題1〕〔問題2〕〔問題3〕を中心に、「職業秘密文書」性の判断基準の適用と比較衡量論の適用における問題を指摘しておきたい。

まず、「職業秘密文書」性を充足する要件の第一に、判例は、「職業秘密」とは、「その事項が開示されると当該職業に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になるものをいう」（最一小決平12.3.10）と指摘する。そして、「自己査定資料」について審理した判例⑨（最三小決20.11.25）は、顧客の非公開財務情報については、それが開示されても、倒産した顧客の受ける不利益は小さいこと等から銀行業務への影響は深刻ではないとして、「職業秘密」には当たらないとした。また、顧客の信用状況に関する分析評価情報については、それが開示されても、倒産した顧客が受ける不利益は小さく銀行業務への影響は軽微であるとして、「職業秘密」には当たらないとした〔問題1〕。さらに、分析評価情報に含まれる銀行のノウハウについては、判例⑨に先立つ第二次抗告審（東京高決平20.4.2）は、「査定方法における銀行の工夫」や「ノウハウ」が「職業秘密」に含まれ得ることを認めたとうえで、当該文書をインカメラ手続により閲読した結果、その独自性や価値は限定的で特別の保護に値しないとして、「職業秘密文書」性を否定し、最高裁もこの判断を追認した〔問題2〕。また、「日銀考査所見文書」について審理した判例⑩（大阪高決平16.12.27）も、それが開示されても、倒産した顧客（本件では銀行）の受ける不利益は小さく、銀行（本件では日銀）業務への影響は軽微であるとして、「職業秘密」には当たらないとした〔問題1〕。

仮にこのような判例の示す判断基準自体は妥当と考え、顧客自身の非公開財務情報について、顧客自身が開示義務を負う場合で銀行がこれを秘匿する独自の利益がない場合には開示すべしとの論理や、分析評価情報について、開示による銀行業務への影響が深刻なものでない場合には開示すべしとの論理は首肯し得るとしても、こうした基準を分析評価情報に適用する際の上記

[問題1][問題2]については疑問なしとしない。すなわち、基準を適用した結果、「情報開示による銀行業務への影響は軽微」「ノウハウに独自の価値なし」と判断されるにしても、その判断のプロセスおよび内容の適正性についてはなお疑問の余地が残るからである。少なくともインカメラ手続による裁判所の判断については、その客観性の確保とそれを踏まえた公正性の担保が必要であろう⁽²²⁾。

また、比較衡量論の適用については、比較衡量する一方の利益である「職業秘密文書」性の判断において上記のような問題があり得ることに加え、他方の利益である「真実の発見および裁判の公正」については、裁判所は、いわば「利害関係者」であり、かつ証拠の採否は裁判所の専権事項⁽²³⁾とされていることからすると、比較衡量判断の公正性を担保するためにも、裁判所には慎重かつ自制的な姿勢が求められているとすることができるのではないかと思われる。

なお、銀行が第三者から入手した顧客に関する情報や、顧客に関する情報および銀行による分析評価情報のうち第三者に関するものについては、判例⑤に先立つ第二次抗告審(東京高決平20.4.2)は、これを「職業秘密文書」に該当するとしたが、その論理は必ずしも明確ではなく[問題3]、今後の検討課題として残されている。

4. 個人情報保護法との関係

前出判例⑤(大阪高判平19.1.30)では個人情報保護法のもとでの個人情報の第三者への提供の是非が争点とされたが、大阪高裁は、以下の理由で個人情報の第三者(本件では弁護士会および裁判所)への提供は同法違反にはな

(22) 特集[2009]の中で、杉山悦子一橋大学准教授は、「たとえばインカメラ審理に相手方(弁護士)の立会いを認め、審理の内容につき守秘義務を課すことが考えられる。」と提案している。

(23) 伊藤真[2008]350頁。

らないと判示した。すなわち、i) 同法は、個人情報取扱事業者（本件では銀行）が本人の同意を得ないで個人データ（本件では預金者の住所・電話番号）を第三者に提供することを原則として禁止するが、法令に基づく場合などは除外されていること、ii) 弁護士会照会や裁判所調査嘱託に対する回答は、法令に基づく場合に該当すること、である。

V. おわりに

銀行の守秘義務と情報開示のあり方は古くて新しい問題である。とくに自己査定資料の提出を命じた平成20年11月25日の最高裁決定（前出判例^⑧）は銀行界に大きな波紋を投じた。そこで展開された法理は、文書提出拒絶事由とされる「自己利用文書」および「職業秘密文書」の該当性について、ここ10年近くの間多くの裁判例により形成されてきた法理の一つの到達点を示すもののようにも見える。しかし、本文中でも指摘したように、これらの判例法理には、なお幾つかの疑問があることも否めない。とくに、「自己利用文書」該当性、「職業秘密文書」該当性の要件とその適用の客観性および公正性の確保はきわめて重要な課題であり、開示を求められる銀行の危惧も故なしとしない。それを払拭するためにも判例法理の一層の進展と所要の法制整備の検討が期待される。

【主要参考文献——公表年順】

西原寛一 [1968] 『金融法』有斐閣

岩原紳作 [1983] 「銀行取引における顧客の保護」『金融取引法大系 第1巻』有斐閣

後藤紀一 [1988] 「銀行の守秘義務」『判例・先例 金融取引法』有斐閣

吉原省三 [1988] 「銀行間の信用照会と回答銀行の責任」同上

武田昌輔 [1988]「税務調査」同上

三上徹 [1997]「公的調査における銀行の協力義務」金融法務事情 No.1482

中川隆進 [1997]「自己査定基準の適度の統一性を確保していく」金融財政事情 (3月24日号)

長谷川由起子 [2007]「金融機関の所持する文書に対する文書提出命令」金融法務事情 No.1810

伊藤眞 [2008]『民事訴訟法』(第3版3訂版)有斐閣

山本和彦 [2008]「金融機関の取引明細表の文書提出命令」金融法務事情 No.1828

亀井洋一 [2008]「金融機関の顧客情報と「職業の秘密」」ジュリスト No.876

山本和彦 [2008]「金融機関の自己査定資料の文書提出命令」銀行法務 21 No.685

小林秀之 [2008]「取引履歴提出命令最高裁決定と金融機関の守秘義務」同上

長谷川卓 [2008]「金融機関の自己査定文書の文書提出命令」金融法務事情 No.1838

中村也寸志 [2008]「金融機関が訴訟外の第三者として開示を求められた顧客情報が民事訴訟法 197 条 1 項 3 号にいう職業の秘密として保護されるか」金融法務事情 No.1845

本多正樹 [2009]「弁護士法 23 条の 2 に基づく照会に対する報告拒否と不法行為」ジュリスト No.1373

特集 [2009]「「自己査定資料」は文書提出命令の対象となるか」金融法務事情 No.1858

座談会 [2009]「預金者の取引履歴開示請求権に係る最高裁判決が金融実務に及ぼす影響」金融法務事情 No.1871

36- 銀行の守秘義務と情報開示を巡る最近の動向（木下）

[参照判例——参照順]

- 平成 21 年 1 月 22 日最高裁第一小法廷判決 金融・商事判例 No.1309
平成 19 年 12 月 11 日最高裁第三小法廷決定 金融・商事判例 No.1288
平成 19 年 1 月 30 日大阪高裁判決 金融法務事情 No.1799
平成 18 年 2 月 17 日最高裁第二小法廷決定 金融・商事判例 No.1237
平成 13 年 12 月 7 日最高裁第二小法廷決定 金融法務事情 No.1636
平成 11 年 11 月 12 日最高裁第二小法廷決定 金融法務事情 No.1567
平成 20 年 11 月 25 日最高裁第三小法廷決定 金融・商事判例 No.1306
平成 16 年 12 月 27 日大阪高裁決定 判例時報 No.1921